

ガス事業における経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年経済産業省令第41号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び省令において使用する用語の例によるものとする。

令和6年5月14日

<一般ガス導管事業>

Q 1. 一般ガス導管事業の特定重要設備として、省令で「中圧（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 1 条第 2 項第 2 号に規定する中圧をいう。以下同じ。）以上のガスの供給に係る設備の監視及び制御を電子情報処理組織により一元的に行う装置」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 一般ガス導管事業における特定重要設備とは、高中圧ガス供給設備制御システムが該当します。

Q 2. 一般ガス導管事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

- 一般ガス導管事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、ガスの供給の監視及び制御を行う作用自体の変更に加え、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合があります。

後者について、例えばシステムの統合をする場合が該当すると考えられますが、判断に迷う場合は相談窓口にご相談ください。

Q 3. 一般ガス導管事業の構成設備として、省令で「当該監視又は当該制御を行う機能を有するサーバー」、「イに係るアプリケーション、オペレーティングシステムその他ソフトウェア」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 一般ガス導管事業における構成設備とは、監視制御サーバー並びにそれに搭載されているアプリケーション、OS 及びファームウェアが該当します。

Q 4. 一般ガス導管事業の特定重要設備の重要維持管理等には、具体的にどのような行為が該当しますか。

- 一般ガス導管事業における特定重要設備の重要維持管理等とは、典型的には以下のものをいいます。

- ・ 特定重要設備を用いて運転状況を把握し、これを操作する業務
- ・ 特定重要設備の保守点検、機器・部品の交換、プログラムの更新といった保守管理を行う業務

なお、以下のような業務については、特定重要設備の機能への影響が軽微と

認められるため、特定重要設備の機能を維持するために重要でなく、かつ、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要でないと考えられ、これらを行わせることは一般ガス導管事業における重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。

- ・ 特定重要設備の保守点検のうち、設備内部へのアクセスを伴わない設備外観のみの点検や、清掃等の業務
- ・ 不正なプログラムが埋め込まれる恐れ等のない、プログラムの軽微な更新・改修・点検・調整等の業務¹
- ・ その他特定重要設備の機能への影響が軽微な機器の修理、部品の交換、点検・調整、確認試験等の業務

さらに、設備が多重化等²されており、仮に委託業務を通じて特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用された場合であっても、特定社会基盤役務の安定的な提供に影響を及ぼさない場合は、当該委託業務は一般ガス導管事業における重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。

Q 5. 一般ガス導管事業において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）及びこれに基づく命令となります。

また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、該当ありません。

¹ 本項に該当するものとして、例えば、制御ロジックの視覚化等によりその内容を容易に認識可能なツール等を用いて行われるバグ修正等のアップデート、パラメータ設定の変更、監視（モニタリング、警報回路を含む）に係るプログラムの修正等が考えられます。

² 設備が多重化されている例として、CPU モジュールが複数配置され、そのうちの 1 つが機能を喪失しても、他の CPU モジュールによって監視制御を継続できる設備構成である場合等（特定社会基盤役務の安定的な提供に影響を及ぼさない場合に限る）が考えられます。

<特定ガス導管事業>

Q 1. 特定ガス導管事業の特定重要設備として、省令で「中圧以上のガスの供給に係る設備（一般ガス導管事業の用に供する導管と接続している導管（年間の託送供給量が 10 億立方メートル以上であって、特定ガス導管事業（一般ガス導管事業者（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 6 項に規定する一般ガス導管事業者をいう。次条第 6 号において同じ。）がその一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行うものを除く。）の用に供するものに限る。次条第 7 号において「特定導管」という。）によるガスの供給に関して使用されるものに限る。第 12 条第 9 号において同じ。）の監視及び制御を電子情報処理組織により一元的に行う装置」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 特定ガス導管事業における特定重要設備とは、高中圧ガス供給設備制御システムが該当します。

Q 2. 特定ガス導管事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

- 特定ガス導管事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、ガスの供給の監視及び制御を行う作用自体の変更に加え、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合があります。

後者について、例えばシステムの統合をする場合が該当すると考えられますが、判断に迷う場合は窓口に御相談ください。

Q 3. 特定ガス導管事業の構成設備として、省令で「当該監視又は当該制御を行う機能を有するサーバー」、「イに係るアプリケーション、オペレーティングシステムその他ソフトウェア」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 特定ガス導管事業における構成設備とは、監視制御サーバー並びにそれに搭載されているアプリケーション、OS 及びファームウェアが該当します。

Q 4. 特定ガス導管事業の重要維持管理等には、具体的にどのような行為が該当しますか。

○ 特定ガス導管事業における重要維持管理等とは、典型的には以下のものをいいます。

- ・ 特定重要設備を用いて運転状況を把握し、これを操作する業務
- ・ 特定重要設備の保守点検、機器・部品の交換、プログラムの更新といった保守管理を行う業務

なお、以下のような業務については、特定重要設備の機能への影響が軽微と認められるため、特定重要設備の機能を維持するために重要でなく、かつ、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要でないと考えられ、これらを行わせることは特定ガス導管事業における重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。

- ・ 特定重要設備の保守点検のうち、設備内部へのアクセスを伴わない設備外観のみの点検や、清掃等の業務
- ・ 不正なプログラムが埋め込まれる恐れ等のない、プログラムの軽微な更新・改修・点検・調整等の業務³
- ・ その他特定重要設備の機能への影響が軽微な機器の修理、部品の交換、点検・調整、確認試験等の業務

さらに、設備が多重化⁴等されており、仮に委託業務を通じて特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用された場合であっても、特定社会基盤役務の安定的な提供に影響を及ぼさない場合は、当該委託業務は特定ガス導管事業における重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。

Q 5. 特定ガス導管事業において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

○ 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）及びこれに基づく命令となります。

³ 本項に該当するものとして、例えば、制御ロジックの視覚化等によりその内容を容易に認識可能なツール等を用いて行われるバグ修正等のアップデート、パラメータ設定の変更、監視（モニタリング、警報回路を含む）に係るプログラムの修正等が考えられます。

⁴ 設備が多重化されている例として、CPU モジュールが複数配置され、そのうちの 1 つが機能を喪失しても、他の CPU モジュールによって監視制御を継続できる設備構成である場合（特定社会基盤役務の安定的な提供に影響を及ぼさない場合に限る）等が考えられます。

また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、該当ありません。

<ガス製造事業>

Q 1. ガス製造事業の特定重要設備として、省令で「液化ガスの受入れ及び貯蔵並びにガスの払出しに係る設備（生産能力 20 万立方メートル毎時以上の製造所において使用されるものに限る。第 12 条第 10 号において同じ。）の監視及び制御を電子情報処理組織により行う装置」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- ガス製造事業における特定重要設備とは、ガス製造設備制御システムが該当します。

Q 2. ガス製造事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

- ガス製造事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、ガスの製造の監視及び制御を行う作用自体の変更に加え、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合をいいます。

後者について、例えばシステムの統合をする場合が該当すると考えられますが、判断に迷う場合は相談窓口にご相談ください。

Q 3. ガス製造事業の構成設備として、省令で「当該監視又は当該制御を行う機能を有するサーバー、液化ガス貯蔵設備監視制御装置、ガス発生設備監視制御装置その他の第一条第八号に掲げる装置を構成し、当該監視及び当該制御を行う機能を有する装置」、「イ又はロに係るアプリケーション、オペレーティングシステムその他ソフトウェア」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- ガス製造事業における構成設備とは、貯蔵タンク、気化器等の制御装置及び監視制御サーバー並びにそれらに搭載されているアプリケーション、OS、ファームウェアが該当します。

Q 4. ガス製造事業の重要維持管理等には、具体的にどのような行為が該当しますか。

○ ガス製造事業における重要維持管理等とは、典型的には以下のものをいいます。

- ・ 特定重要設備を用いて運転状況を把握し、これ进行操作する業務
- ・ 特定重要設備の保守点検、機器・部品の交換、プログラムの更新といった保守管理を行う業務

なお、以下のような業務については、特定重要設備の機能への影響が軽微と認められるため、特定重要設備の機能を維持するために重要でなく、かつ、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要でないと考えられ、これらを行わせることはガス製造事業における重要維持管理等の委託に該当せず届出等は不要となります。

- ・ 特定重要設備の保守点検のうち、設備内部へのアクセスを伴わない設備外観のみの点検や、清掃等の業務
- ・ 不正なプログラムが埋め込まれる恐れ等のない、プログラムの軽微な更新・改修・点検・調整等の業務⁵
- ・ その他特定重要設備の機能への影響が軽微な機器の修理、部品の交換、点検・調整、確認試験等の業務

さらに、設備が多重化⁶等されており、仮に委託業務を通じて特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用された場合であっても、特定社会基盤役務の安定的な提供に影響を及ぼさない場合は、当該委託業務はガス製造事業における重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。

Q 5. ガス製造事業において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

⁵ 本項に該当するものとして、例えば、制御ロジックの視覚化等によりその内容を容易に認識可能なツール等を用いて行われるバグ修正等のアップデート、パラメータ設定の変更、監視（モニタリング、警報回路を含む）に係るプログラムの修正等が考えられます。

⁶ 設備が多重化されている例として、CPU モジュールが複数配置され、そのうちの 1 つが機能を喪失しても、他の CPU モジュールによって監視制御を継続できる設備構成である場合や、貯蔵タンク・気化器等のガス工作物が多重化され、そのうち 1 つが機能を喪失しても、特定社会基盤役務の安定的な提供に影響を及ぼさない場合等が考えられます。

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）及びこれに基づく命令となります。

また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、該当ありません。